

令和 6 年臨時第 2 回市議会会議録（第 1 日）

令和 6 年 8 月 9 日午前 9 時 30 分臨時第 2 回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1 番	諸 富 正 也	9 番	前 原 武 美
2 番	三小田 智 裕	10 番	上津原 博
3 番	黒 田 清 隆	11 番	荒 巻 隆 伸
4 番	河 野 一 仁	12 番	瀬 口 健
5 番	森 弘 子	13 番	中 尾 眞智子
6 番	奥 蘭 由美子	14 番	中 島 一 博
7 番	吉 原 政 宏	15 番	宮 本 五 市
8 番	古 賀 義 教	16 番	牛 嶋 利 三

2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶嶋 晋治	係長	高野 志乃扶
参 与	田 中 裕 樹	書 記	倉 橋 めぐみ

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市 長	松 嶋 盛 人	秘書広報課長	久保井 千 代
副 市 長	森 田 泰 平	教育総務課長	河 野 成 嗣
教 育 長	待 鳥 博 人	学校教育課長	松 尾 郁 代
保健福祉部長兼 福祉事務所長	松 藤 典 子	建 設 課 長	松 尾 友 博
市 民 部 長 兼 市 民 課 長	山 田 利 長	農林水産課長	猿 本 邦 博
環境経済部長	木 村 勝 幸	子ども子育て課長	田 中 聡 美
建設都市部長	甲斐田 裕 士	商工観光課長	相 地 智 輝
教 育 部 長	堤 則 勝	上下水道課長	松 尾 秀 勝
総 務 課 長	平 川 貞 雄	福祉課長兼 福祉事務所副所長	野 田 英 一
財 政 課 長	大 坪 康 春	契約検査課 契約検査係 契約担当係長	三小田 良 輔
契約検査課長	中 村 栄 志	教育総務課長 学校施設係長	今 村 幸 助

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 議案第36号 工事請負契約の締結について
- (4) 議案第37号 令和6年度みやま市一般会計補正予算（第3号）

午前 9 時 30 分 開会

○議長（牛嶋利三君）

ただいまから令和 6 年臨時第 2 回市議会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会期の決定について

○議長（牛嶋利三君）

日程第 1. 会期の決定についてを議題といたします。

本件は、先日の議会運営委員会におきまして協議をいただいておりますので、委員長の報告を求めてまいります。上原議会運営委員会委員長お願いします。

○議会運営委員長（上津原 博君）

改めましておはようございます。議会運営委員会の委員長報告をいたします。

令和 6 年第 2 回臨時会の運営につきまして、8 月 2 日に議会運営委員会を開催いたしました。その内容について御報告を申し上げます。

第 1 に、本会議に付議されました案件は、議案第 36 号 工事請負契約の締結について及び議案第 37 号 令和 6 年度みやま市一般会計補正予算（第 3 号）の 2 件であります。

第 2 に、本会議の開催は、本日 8 月 9 日の 1 日間といたします。

第 3 に、その日程でございますが、日程につきましては、お手元に資料を配付いたしておりますので、御参照方よろしくお願い申し上げます。

第 4 に、審議方法、採決方法について申し上げます。

本日上程の 2 議案は、いずれも審議方法は即決とし、採決は起立採決といたしております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定をいたしました。

日程第 2 会議録署名議員の指名について

○議長（牛嶋利三君）

日程第２．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、１番諸富正也君、２番三小田智裕君、以上の両名を指名いたします。

日程第３ 議案第36号

○議長（牛嶋利三君）

日程第３．議案第36号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件についての提案理由の説明を求めてまいります。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めまして、おはようございます。

それでは早速でございますが、議案第36号 工事請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、高田小学校体育館本体建築工事に伴い、その予定価格が150,000千円以上となることから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

当該工事につきましては、契約締結後直ちに着工し、令和７年７月31日の完成を予定しております。

工事の概要につきましては、高田小学校グラウンド南側に延べ床面積1,525平方メートルの鉄筋コンクリート造りの体育館、及び延べ床面積170平方メートルの渡り廊下の建設を行うものでございます。

今回の工事に当たりましては、本年７月24日に総合評価方式条件付一般競争入札を実施しており、その結果、工事請負人は株式会社金子技建、請負金額は666,867,300円でございます。

なお、詳細な内容につきましては、資料を添付しておりますので、御参照いただきたく存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、続きまして議案に対する補足説明をお願いいたします。中村契約検査課長、お願いします。

○契約検査課長（中村栄志君）

皆様改めましておはようございます。

先ほどの提案説明に補足の説明をさせていただきます。

まず、議案の9ページ、総合評価点及び落札者決定表を御覧いただきたいと思います。

中ほどから下に表が書かれております。

左から2列目、2番目の列が業者名となっておりますが、下に向かって今回入札された業者の名前が書かれております。

その右をお願いします。入札金額(A)でございますが、こちらは各業者ごとに入札された金額となっております。

続いてその右、標準点(B)と書いておりますが、こちらは入札資格を満たした参加者には全員100点をつけることとしておりましたので、その100点をつけております。

続きまして、加算点(C)でございます。こちらが今回の総合評価方式の大きな特徴となっております。それぞれの業者に点数が書かれておりますが、この点数の算出については、後ほど別の資料で御説明させていただきます。

続いてその右、得点(D)でございますが、こちらは標準点(B)と加算点(C)を足したものとなっております。

続いてその右、評価値でございますが、こちらは得点(D)を入札金額(A)で割って1億を掛けたものとなっております。

ここで最高評価値を取得された方が落札者となります。通常の入札のように金額ではなくて、個々の評価値で最高得点の方が落札者となります。

それでは、加算点(C)について御説明します。

本日添付しておりました資料、評価項目及び評価基準となっている資料を御覧いただきたいと思います。

こちらは、この入札参加業者を募集した際の公告でも公表しているものになりますが、これは評価項目と評価基準につきましては、公益財団法人福岡県建設技術情報センターの支援と指導を受けながら作成したものになります。

表を御覧いただきますと、左上には分類となっております、その1行下を御覧いただきますと簡易な施工計画となっております。

その右、評価項目の1行下の2行目を御覧いただきますと、課題として、施工時における

学校関係者及び近隣住民に対する配慮すべき事項とその対策についてとなっておりまして、これについて業者から提案を受けております。

その右の列、評価基準となっているところを御覧ください。

施工上配慮すべき事項の設定方法及び配慮方針が現場条件等を踏まえて適切であり、工夫が見られるかどうかとなっております。この基準に基づきまして、4点満点で評価をしております。

続いて、表の左から2列目、評価項目の2行目、もう一つの課題になりますが、課題（鉄筋コンクリート造建物躯体の耐久性の確保について）となっております。この課題について業者より提案を受け、評価基準に基づき、3点満点で評価をしております。

続きまして、分類の2行目、企業の技術力を御覧ください。こちらは評価項目を御覧いただきますと、同種工事の施工実績となっております、その2列目の評価基準にあるとおり、当該工事面積が1,600平方メートル以上の実績がある場合には4点の加算、それ以外の場合には0点という形で評価しております。

次の技術者の雇用者数では、1級国家資格等を保有している技術者を4名以上雇用している場合には2点、2名以上の場合は1点、それ以外の場合は0点といった方法で評価をしております。

次に、①ISO9001や、②ISO14001、又はエコアクション21の取得状況では、①と②の両方を取得してある場合は1点、どちらか一方の場合は0.5点、取得されていない場合には0点という形で評価をしております。

評価に当たりましては、提出していただいた調書や認証の写しで確認して評価をしております。

続きまして、分類の3行目、配置予定技術者の技術力となっておりますが、こちらは評価項目を御覧いただきますと、同種工事の施工実績、資格の保有期間、CPDと言われております技術者の継続的スキルアップのための単位取得状況について、実際に高田小体育館、建築工事に配置が予定されております技術者の技術力について評価基準に基づき評価をしております。

最後に、防災協定となっております。みやま市と防災協定締結の有無について評価をしております。

これらを合計したものが、先ほどの総合評価点及び落札者決定表の加算点となっております。

す。

この加算点の出題と評価に当たっては、総合評価方式のノウハウから、実際体育館が完成するまでのアドバイザーとして、公益財団法人福岡県建設技術情報センターに委託をしておりますので、現場を見ていただいた上で評価項目と評価基準の作成、簡易な施工計画の課題の作成、そして評価まで、事あるごとにアドバイスを受けて実施をしてまいりました。

また、この評価内容につきましては、福岡県が設置する福岡県総合評価技術委員会委員、今回は私どもが関わりましたのは弁護士の先生と大学の工学部の教授の先生に最終的なものを諮りまして、いろんな人の御意見をいただいた上で決定をしてきております。

説明については以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

ただいま契約検査課長のほうから補足説明ということで説明いただきましたけれども、このことについて質疑を行ってまいりたいと思います。

質疑に当たりましては、会議規則第55条の規定のとおり、全て簡明に行い、議題外の内容及び自己の意見を述べることがないようお願いいたします。

それでは、質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

今、中村課長のほうから説明を受けましたが、今までは県の技術センターに頼んであったと思いますけど、先ほどの説明では、市の担当職員、誰か分かりませんが、県のほうからアドバイスを受けながらやってあったという説明であります。みやま市でこの総合評価方式は、現在まで何件行っているのか。

それと一番最後、加算点はたしか22点満点だと思いますが、横の評価基準、こっちは28点になっているんですよ。6点何で違うのか。

それと落札者決定、多分22点満点だから、上からいったら19.5点、22点、19.3点、15.3点、という出し方で、こう点数が違うのか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

中村契約検査課長。

○契約検査課長（中村栄志君）

お答えいたします。

まず、総合評価方式が何件あったかということでございますけれども、申し訳ございませ

ん、具体的な数字は後でお答えさせていただいてよろしいでしょうか。今、何件かというのは、ちょっと手持ちで持っており（「学校関係、桜舞館小学校あたりもしてあつとやろ」と呼ぶ者あり）たしか体育館かなんかがそうだったと思います。あと、団地にも一部総合評価があったと思うんですけれども。（「高田小学校の本体が総合評価方式じゃなかったけん、ちょっと重ねて聞いたんですけど」と呼ぶ者あり）

はい、総合評価方式については、制度の改正が途中であってございまして、低入札価格調査制度という新しい概念が総合評価方式の中に入り込んだ経過がございます。それで、その制度をつくらないと総合評価方式の入札が実施できないという期間がしばらくありまして、みやま市におきましては令和6年の3月に、その低入札価格調査制度の導入を図りましたので、改めて総合評価方式を復活させたといえますか、そういうふうな経緯でございます。高田小校舎の建築のときには、総合評価方式はちょっと条件的にまだできる形になっていなかったということでございます。

それから、先ほどおっしゃった点数のところですが、本日示しておりました資料の確認をさせていただきたいんですが、評価項目の右側が全部足すと22点になるということと、加算点の一番右側ですね、加算点を全部足すと28点と今おっしゃったんですね。

例えば、ここで言いますと、配置予定技術者の技術力となっておりますところの資格の保有期間というところを見ていただきますと、こちらは満点で2点でございます。おっしゃるとおり、これは満点は22点になりますので、2点になります。

加算点のほうに目を移していただきますと、10年以上の人が2点と。3年以上10年未満は1点と、3年未満は0点と、これは明細を書いておりますので、すみません、私、28点かなんかというのは計算をしておりますが、当然計算はちょっと違ってくるということになるかと思います。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

ちょっと分からないのでいろいろ聞きます。

1級施工管理士とか1級建築士とか、業者に何名いるかということでこうしてあるんですが、先ほど聞いたのは、この総合評価方式や職員とアドバイス、これで業者に1級建築士、

1級施工管理士が何人いるかと言ってある場合には、市長にも一般質問で、市の職員は1級建築士と2級建築士とか、1人社会人枠で去年から入ってあるんですが、こういうので市ができるんですか、市長に聞きます、発注者の市長に。

それともう一点は、何度も私は言ってるんですけども、市が発注者なんですよ、何でも。市長、あなたです。だから、職員を育成するために、せめて2級建築士、図面でも見切るような職員さんを育成できんですか何度となく言ってるんですけど、その後どうなっているか、そこもお聞きしたいと思います。

それと、ちょっと議長には悪いんですけど、議長はこの総合評価をする専門業者でもあるし、ここをよく分かってあると思います。また、副議長も40年近く、こういったプロ中のプロだと思いますよ。だから、議員に分かる程度でいいけど、後でもいいですから、よかったら説明を。職員さんより、こっち、おたくたち2人のほうが詳しいんじゃないかと思いますので。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

中島議員、今お尋ねの部分ですが、私とか、それから前原副議長ですね、お尋ねみたいに本当によく分かって優秀であれば、もう今、中島議員から今、執行部にお尋ねの部分は私が、この臨時会が終わってからすぐでも説明させていただきますが、残念ながらそうした知識も持ち合わせておりませんので、すみません、執行部のほうにしっかりお尋ねいただきたいと思います。

副議長に聞こうとしてもお金もかかっつですよ。（「そんなら執行部に聞きます」と呼ぶ者あり）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

お答えいたします。

市の職員の技術職に関しては、一昨年から1名入ってもらっております。

ただ、御指摘のように、市だけでのそういういろんな技術的な部分での判断というのは、今の現状では非常に力不足の部分もございますので、それで県の技術センターのほうに依頼をして総合評価をしておるということで進めてきておるわけでございます。

今後、また募集等もかけて育成を図ってまいりたいと考えております。

以上です。（「じゃ、どういうふうに進んでいるんですか、質問した以上に。専門学校とかにやってあるんですか」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと中島議員、挙手の上、起立して質問してくれんですか。そげんせんぎんと、ずっと1回で、そのまま増えて加点されん。（「ちょっと3問だからですね、質問したとおり答弁がなっていないから、3問しかできんとですよ、市長」と呼ぶ者あり）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

すみません、私が中島議員さんの質問の意味が、ちょっと理解がまだ不足しておりますので、もう一度お願いしてよろしいですか。市の職員に関しての分ですか、それとも建設技術センターとか、外部へ依頼したという部分の件ですか。ちょっと私よく分からない。（「両方聞いていますよ。市長が提案してあるからですね、それに関連して聞いているんですよ」と呼ぶ者あり）

総合評価方式に関しましては、市独自での調査とか判断、やっぱり技術的な部分でまだまだ不足しているという部分でございますので、建設技術センターのほうに依頼をして、そして総合評価方式、学識経験者も含めて評価をお願いしたということと、市のほうでの職員採用に関しては、一昨年から採用しておりますけども、今あそこは育成中でございます。

それと、今後また募集もしてまいりたいということで技術職を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。（「点数の違うとはどういうあれやろかと聞いております。差がついておるじゃないですか、22点と15.3点かな、満点が22点と19.3点、15.3点、どういうあれでプラマイがあるのかどうか」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

中村契約検査課長。

○契約検査課長（中村栄志君）

点数はもう総体評価で評価をした結果、各業者ごと、こういう点数になったと、そういうことでございます。（「分類が4つ」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと14番中島君、起立して。（「3問しかでけんけん、その答弁は中村課長が説明し

た分類が4項目あつじゃないですか。その4項目に点数があるので、その辺のどこがマイナスやったとか、それぐらいなら分かつでしょうもん、点数を言わんでも。満点が22点の業者が1社おつたじゃないですか。その分類の4点のどこがマイナスになっておるとか、そういう答え方をせんと点数はなくていいから、どの辺がちょっとマイナスになっておるか」と呼ぶ者あり)

○議長（牛嶋利三君）

中村契約検査課長。

○契約検査課長（中村栄志君）

公告の際、説明書にも書いておりましたが、技術資料につきましては公表できないということにしておりますので、この合計点のみで御理解をいただきたいと思います。（「最後です」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

4業者を見てみますと、市民センターにベンチャーで参加された業者がおられるんですよ。それで、6月議会の24日、文教厚生委員会、28日の最終議会、このベンチャー業者、説明にも来ていなかったんですよ。こういう、また、市長、まだ雨漏りは完全に直っていないとでしよう。市民センターの雨漏りは完全に直っていないとでしよう。

それで、このベンチャー業者もそこで一緒にベンチャー組んで工事してあるんですよ。まだ進んでいなかったらですね、ちょっと市民からも言われた、何で済むまで参加は見送るように市のほうから指導はできんとやろうかという話なんです。意味分かりますか、市長。雨漏りが直つとるならいいですよ。直っていない業者は済むまで参加を見合わせるべきじゃないのか。

よその自治体は、もう指名停止とか、それを全部出してあるけど、まだこっちは直っていないからですね。完全に直るまでは入札を見送るべきじゃないかというのは、発注者の市長が指導か指摘するべきじゃないですかで、その辺をお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

入札等に関しましては市の基準がございます。今言われた部分については、継続中という部分はあるかもしれませんが、対応は今までできてもらっておりますし、今もしてもらっておるわけでございます。

まだ不確定の部分でそういうことをするという判断には至りませんでした。

以上です。（「ちょっと答弁になっていないですよ。そういうアドバイスとか指摘をしていないということですか。それを聞いているんですよ。そして、議会中にも見えていなかったじゃないですか」と呼ぶ者あり）

総合的に判断して、そのように決定をいたしました。

以上です。（「参加していいということで決定したということが」と呼ぶ者あり）

総合的に協議をいたしまして判断いたしました。

以上です。（「もう終わり」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

もう3回終わったですもんね。

ほかに。12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

先ほどの確認ですが、4社の総合評価で、満点ではなく、最高点ということですが、各社のそれぞれの項目に対して何点かというような公表をされんというようなことをおっしゃったということでよかですかね、そういうことでしょう。

これは、みやま市での取決めなんですか、それとも一般的な公の場での取決めなんですか。こういうのが公表はできないということだけど。私たちにすれば、どこの企業さんがこれは何点で、これは何点で、これは何点だということを非常に興味があるんですよ、こういうふうな大きな事業に対しては。それを公表されんということは、どこで決まっとるのかなということが一つ。

もう一つ、文教厚生委員会の中で、この体育館に対してのステージへ上がるスロープ。身障者等についてのスロープの問題を私は指摘したんですけど、そのスロープは、この金額の中に入っただったのかどうかということですね。どうでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

中村契約検査課長。

○契約検査課長（中村栄志君）

まず、先ほどの公表の件については、私のほうから回答させていただきます。

総合評価方式でこういった配点をする場合、これは各自治体の要綱等で定めていくことになりますけれども、一般的なノウハウを伝授いただいた建設技術センター等からの情報を含めて、うちも要綱を整備したわけなんですけど、この技術的部分については、やはり企業の知的財産、そういったものがたくさん含まれているということで、原則公表しないというのが一般的であるというふうになっておりますので、うちもそういった形で公表はしないということをお願いしております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

河野教育総務課長。

○教育総務課長（河野成嗣君）

失礼いたします。

高田小体育館のスロープのことにつきましては、別の対応でさせていただきたいというふうにお答えをしていたかと思っておりますので、別のリフトとか、そういったもので対応を現在考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

再度、中村課長にお尋ねしますが、一般的にはということですので、みやま市としては、ただそれに準じたと。みやま市では発表するか、せんかという論議はされたでしょうか。

各社のノウハウ云々とおっしゃるけども、そういったものは公表に値するもんじゃないかなと私は思うんですけど、これは大分やり取りをしてあつとね、篠栗のほうとですね。

そういう中で、こういう大きな事業で公表できないということになると、こんな大事業に対しての興味がある、いろんな方がいらっしゃると思うんですけど、議会も当然知っておかにならんということですけども、公表されんということはちょっとおかしいかなというふうには思うんですけど、これは公表すれば何か市のほうで差し障りがあつとですかね、どうですかね。

○議長（牛嶋利三君）

中村契約検査課長。

○契約検査課長（中村栄志君）

まず私どもが、それこそ建設技術センターのほうといろいろお話をして指導を受けていく中では、技術的工夫とか、施工の方法に対する工夫とか、そういった部分については、もう企業の今までの様々な活動でつくり上げてきた一つの大きな知的財産であるというお話を聞かされまして、なるほど、そういうことだろうなということで、合計点は公表をいたしますので、その中身について個別にはちょっと公表はできないということで、この総合評価方式の制度設計に至ったということでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

しつこいようですけど、そういうノウハウを持った事業所というのは、当然市だけでなく私たちも知ってですね、何らかの大きな事業に対して、この企業さんが入っておるというので、大して私たちも判断の一つの材料になるというふうに思うんですよ。

それで、会社の秘密云々という核心といいますかね、そういうのは伏せなきゃならないところはそれでよかですけど、どういうふうなところで、この事業に対しては、この企業も入るとるんだと。しかし、この企業は、この事業に対しておかしかじやなかですかと、前の総合評価でこういうふうな指摘をいただいておりますところが何で入るとるかとか、そういう判断材料にせにゃいかんという立場もありますけどですね。それをしつこいようですけど、どういうふうに市は——契約検査課長も今年度からですたいね。前からこういうふうなことだろうと思うんですが、新しい課長になって、今まではこういうことで来ておるけど、改革精神というのはなかですかね。

これは篠栗からの指摘で総合評価個別の項目に対する評価点数はせんほうがいいという御指導の下ですか、再度お聞きします。最後ですから、ちょっとよおっと答弁をお願いしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

中村契約検査課長。

○契約検査課長（中村栄志君）

建設技術センターからの指導は当然あっておりますが、私どもとしても先進地でありますとか、他自治体の状況は一定調査をしております。

公表をしているところは、私どもが見る範囲の中ではなかったと、そういった部分でここに至っているということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第36号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行ってまいります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、これより議案第36号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。

議案第36号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第36号 工事請負契約の締結につきましては、原案のとおり可決をされました。

日程第4 議案第37号

○議長（牛嶋利三君）

日程第４．議案第37号 令和６年度みやま市一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めてまいります。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

議案第37号 令和６年度みやま市一般会計補正予算（第３号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、令和６年６月及び７月の大雨に伴う災害復旧経費につきまして補正をお願いするものでございます。

それでは、議案書16ページをお願いいたします。

令和６年度みやま市一般会計補正予算（第３号）は、歳入歳出予算にそれぞれ17,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21,563,333千円といたしております。

まず、19ページをお願いいたします。

第２表 地方債補正は、歳出予算の災害復旧事業に連動して、限度額を追加及び変更いたしております。

続きまして、歳入予算について御説明いたします。22ページからでございます。

20款１項１目．前年度繰越金1,400千円は、一般財源の額を調整して計上いたしております。

次に23ページ、22款１項７目の災害復旧債につきましては、歳出予算と連動し、公共土木施設災害復旧債13,500千円及び農業用施設災害復旧債2,600千円を追加いたしております。

続きまして、歳出予算につきまして御説明いたします。24ページからでございます。

11款１項１目の農業用施設単独災害復旧事業費は、今回の大雨により被災した水路等の災害復旧工事費4,000千円を追加いたしております。

次に、25ページをお願いいたします。

11款２項１目の公共土木施設単独災害復旧事業費は、被災した道路等の機械等借上料3,500千円、災害復旧工事費10,000千円を追加いたしております。

なお、詳細な内容につきましては、資料に記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し

上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第37号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。

議案第37号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第37号 令和6年度みやま市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決をされました。

ここでお諮りをいたします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第43条によりまして、議長に委任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任すること

と決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和6年臨時第2回市議会を閉会いたします。

午前10時13分 閉会

上記会議の次第は、樫嶋晋治の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛 嶋 利 三

みやま市議会議員 諸 富 正 也

みやま市議会議員 三小田 智 裕